

【水防管理団体版】

項	修正前	修正後	改正理由
	第一章 総則	第一章 総則	
	第二節 用語の定義	第二節 用語の定義	
3	24 水位周知下水道（法第13条の2） 知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。	24 水位周知下水道（法第13条の2） 知事又は市町村長が、 <u>雨水出水</u> により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
	第三節 水防の責任	第三節 水防の責任	
4	1 水防管理団体等の責任 (1) 水防法上の一次的責任又は権限 (新設) ク 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条） ケ 水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせること（法第17条） コ 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずる水防団に指示すること（法第5条第3項、法第21条第1項） カ 警察官の出動を求めること（法第22条） シ 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第23条） ス 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条） セ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条） ソ 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被	1 水防管理団体等の責任 (1) 水防法上の一次的責任又は権限 <u>ク 洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）で輪中堤防等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。（法第15条の6）</u> <u>ケ</u> 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条） <u>コ</u> 水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせること（法第17条） <u>カ</u> 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずる水防団に指示すること（法第5条第3項、法第21条第1項） <u>シ</u> 警察官の出動を求めること（法第22条） <u>ス</u> 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第23条） <u>セ</u> 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条） <u>ソ</u> 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条） <u>タ</u> 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加)

【水防管理団体版】

<p>6</p>	<p>害が拡大しないように努めること（法第26条） タ 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限の行使（法第28条） チ 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者に対する立退きの指示（法第29条） ツ 避難所の指定、食糧の備蓄（法第3条） テ 水防に要する費用を負担すること（法第41条） ト 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償をすること（法第45条） ナ 水防に関する報告の提出（法第47条） ニ 平常時における区域内の河川、遊水地、海岸等の巡視及び異常箇所等の通報（法第9条） ヌ 消防事務との調整（法第50条） ネ 水防協力団体の指定、公示（法第36条、法第39条） ノ 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条） ハ 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届出（法第33条第1項・第3項、法第49条第1項） ヒ 水防活動従事者の安全への配慮（法第33条第4項） フ 毎年の水防訓練（法第32条の2） （新設）</p>	<p>チ 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限の行使（法第28条） ツ 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者に対する立退きを指示することができる。その場合警察に通知すること。（法第29条） テ 避難所の指定、食糧の備蓄（法第3条） ト 水防に要する費用を負担すること（法第41条） ナ 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償をすること（法第45条） ニ 水防に関する報告の提出（法第47条） ヌ 平常時における区域内の河川、遊水地、海岸等の巡視及び異常箇所等の通報（法第9条） ネ 消防事務との調整（法第50条） ノ 水防協力団体の指定、公示（法第36条、法第39条） ハ 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条） ヒ 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届出（法第33条第1項・第3項、法第49条第1項） フ 水防活動従事者の安全への配慮（法第33条第4項） ヘ 毎年の水防訓練（法第32条の2） <u>(5) 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第15条の3）</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映（表記の整理）</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映（水防法の改正（H29.6））</p>
	<p>第六章 水防に関する予報・警報</p>	<p>第六章 水防に関する予報・警報</p>	

【水防管理団体版】

	第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	
17	<p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）</p> <p>注）1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。</p> <p>2 注意報・警報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。</p> <p>3 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報・注意報を発表することがある。</p>	<p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>注) <u>1</u> 注意報・警報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。</p> <p><u>2</u> 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報・注意報を発表することがある。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>

【水防管理団体版】

18	(別表1) 大雨警報基準				(別表1) 大雨警報基準				1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
	市町村等をまとめた地域	市町村名	雨量基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
	西三河南部	碧南市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	150	西三河南部	碧南市	23	150	
	(別表2) 洪水警報基準				(別表2) 洪水警報基準				
市町村等をまとめた地域	市町村名	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	市町村等をまとめた地域	市町村名	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
西三河南部	碧南市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	-	-	西三河南部	碧南市	矢作川 [岩津・米津]	蜷川流域=4.9, 長田川流域=12.1	蜷川流域=(11, 4.4), 長田川流域=(13, 6.6)
(別表3) 大雨注意報基準				(別表3) 大雨注意報基準				1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)	
市町村等をまとめた地域	市町村名	雨量基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準		
西三河南部	碧南市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	106	西三河南部	碧南市	13	106		
(別表4) 洪水注意報基準				(別表4) 洪水注意報基準					
市町村等をまとめた地域	市町村名	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	市町村等をまとめた地域	市町村名	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
西三河南部	碧南市	平坦地：R3=40 平坦地以外： R1=30	-	-	西三河南部	碧南市	矢作川[米津]	蜷川流域=3.9, 長田川流域=9.6	蜷川流域=(7, 3.7), 長田川流域=(9, 5.9)
19	(1) 大雨及び洪水の欄中、R1・R3 はそれぞれ 1・3 時間雨量を示す。例えば、「R3=80」であれば、「3 時間雨量 80mm 以上」を意味する。				(1) <u>大雨警報・注意報の表面雨量指数基準*は、市町村等の域内において単一の値をとる。</u>				1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
	(2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外※」等の地域名で基準値を記述する場合がある。				(2) <u>大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準*は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準の最低値を示す。</u>				
	(3) 土壌雨量指数基準値※は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村における基準値の最低値を示す。				(3) <u>洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数*30 以上」を意味する。</u>				

【水防管理団体版】

	<p>(4) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数*30 以上」を意味する。</p> <p>また、「,」は2つの基準を示す。例えば「地蔵川流域=9 , 荒子川流域=13」であれば、「地蔵川流域の流域雨量指数9 以上 あるいは 荒子川流域の流域雨量指数 13 以上」を意味する。</p> <p>(5) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p> <p>〈参考〉 平坦地、平坦地以外：平坦地は概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域をさす。また、平坦地以外は前記以外の地域をさす。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>(4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。</u></p> <p><u>(5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。</u></p> <p><u>(6) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</u></p> <p>〈参考〉 <u>(削除)</u></p> <p><u>表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。</u></p>	
<p>20</p>	<p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震</p>	<p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>

【水防管理団体版】

	<p>の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられている恐れがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p>	<p>は<u>精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表する。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。</u></p>																												
	<p>第九章 水防活動</p>	<p>第九章 水防活動</p>																												
	<p>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</p>	<p>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</p>																												
32	<p>(新規追加)</p>	<p>愛知県水防テレメータシステム水位観測局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>距離</th> <th>所在地</th> <th>単位</th> <th>河床高</th> <th>0点高</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蜷川</td> <td>蜷川</td> <td>蜷川排水機内</td> <td>2/700</td> <td>碧南市中江町5-68、78</td> <td>TPm</td> <td>-2.00</td> <td>0.00</td> <td>(0.40)</td> </tr> <tr> <td>蜷川</td> <td>蜷川</td> <td>蜷川排水機外</td> <td>2/630</td> <td>碧南市中江町5-68、78</td> <td>TPm</td> <td>-2.50</td> <td>0.00</td> <td>(3.65)</td> </tr> </tbody> </table>	水系	河川名	観測所名	距離	所在地	単位	河床高	0点高	氾濫危険水位	蜷川	蜷川	蜷川排水機内	2/700	碧南市中江町5-68、78	TPm	-2.00	0.00	(0.40)	蜷川	蜷川	蜷川排水機外	2/630	碧南市中江町5-68、78	TPm	-2.50	0.00	(3.65)	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>
水系	河川名	観測所名	距離	所在地	単位	河床高	0点高	氾濫危険水位																						
蜷川	蜷川	蜷川排水機内	2/700	碧南市中江町5-68、78	TPm	-2.00	0.00	(0.40)																						
蜷川	蜷川	蜷川排水機外	2/630	碧南市中江町5-68、78	TPm	-2.50	0.00	(3.65)																						
35	<p>水位観測を行う河川 (新規追加)</p>	<p>水位観測を行う河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>堤防高</th> <th>設置場所</th> <th>観測担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蜷川</td> <td>蜷川</td> <td>伏見屋樋門内水位</td> <td>4.00m</td> <td>碧南市中江町</td> <td>防災課(河川情報システム等による観測)</td> </tr> <tr> <td>蜷川</td> <td>蜷川</td> <td>伏見屋樋門外水位</td> <td>4.00m</td> <td>碧南市中江町</td> <td>防災課(河川情報システム等による観測)</td> </tr> </tbody> </table>	水系	河川名	観測所名	堤防高	設置場所	観測担当	蜷川	蜷川	伏見屋樋門内水位	4.00m	碧南市中江町	防災課(河川情報システム等による観測)	蜷川	蜷川	伏見屋樋門外水位	4.00m	碧南市中江町	防災課(河川情報システム等による観測)	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>									
水系	河川名	観測所名	堤防高	設置場所	観測担当																									
蜷川	蜷川	伏見屋樋門内水位	4.00m	碧南市中江町	防災課(河川情報システム等による観測)																									
蜷川	蜷川	伏見屋樋門外水位	4.00m	碧南市中江町	防災課(河川情報システム等による観測)																									
	<p>第四節 水こう門・排水ポンプ場・ダム等の操作</p>	<p>第四節 水こう門・排水ポンプ場・ダム等の操作</p>																												
42	<p>(新規追加)</p>	<p><u>(5) 蜷川排水機場及び伏見屋樋門操作要領(抜粋)</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p><u>(操作の目的)</u></p> <p><u>第2条 排水機場、樋門の操作は、樋門上流の蜷川における洪水及び高潮の防衛を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>(用語の定義)</u></p> <p><u>第3条 この操作要領における用語の定義は次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>一 排水機場等とは、排水機場及び樋門をいう。</u></p> <p><u>二 内水位とは、樋門の上流水位計で観測した水位をいう。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>																											

		<p><u>三 外水位とは、樋門の下流水位計で観測した水位をいう。</u></p> <p><u>四 排水機場の陸側から1号ポンプ、2号ポンプと呼ぶ。</u></p> <p><u>五 マイターゲートとは、樋門下流側に設置される観音開きのゲートをいう。</u></p> <p><u>六 ローラーゲートとは、樋門本体に設置される昇降式のゲートをいう。</u></p> <p><u>七 排水機場樋管ゲートとは、排水機場から蜷川に排水する樋管に設けたゲートをいう。</u></p> <p><u>第2章 排水機場等の操作の方法</u> <u>(洪水時における操作の方法)</u></p> <p><u>第4条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、蜷川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 内水位がT. P. - 0. 3 0 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、ローラーゲートを全閉し1号ポンプの運転を開始するものとする。</u></p> <p><u>(2) (1)の状態でもなお内水位の上昇があり、内水位がT. P. - 0. 1 0 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは1号ポンプに加え、2号ポンプの運転を開始する。</u></p> <p><u>(3) (1)又は(2)の状態でも、外水位が内水位より低くなった（自然排水が可能となった）場合には、ローラーゲートを全閉し1号及び2号ポンプの運転を停止する。</u></p> <p><u>(4) (1)又は(2)の状態でも、内水位がT. P. - 1. 3 0 m以下となった場合には1号及び2号ポンプの運転を停止する。</u></p> <p><u>(5) (1)の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを開扉する。また、(3)又は(4)の操作後は閉扉する。</u></p> <p><u>(高潮時における操作の方法)</u></p> <p><u>第5条 所長は、蜷川において高潮が発生し、又は発生するおそれがあり、樋門上流の降雨により排水機場の操作が必要と認められるときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 内水位がT. P. - 0. 6 0 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、ローラーゲートを全閉し1号ポンプの運転を開始するものとする。</u></p> <p><u>(2) (1)の状態でもなお内水位の上昇があり、内水位がT. P. - 0. 4 0 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは1号ポンプに加え、2号ポンプの運転を開始する。</u></p> <p><u>(3) (1)又は(2)の状態でも、外水位が内水位より低くなった（自然排水が可能となった）場合には、ローラーゲートを全閉し1号及び2号ポンプの運転を停止する。</u></p> <p><u>(4) (1)、(2)の状態でも内水位がT. P. - 1. 3 0 m以下となった場合には1号及び2号ポンプの運転を停止する。</u></p> <p><u>(5) (1)の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを開扉する。また、(3)又は(4)の操作後は閉扉する。</u></p>	
--	--	--	--

【水防管理団体版】

		<p><u>(津波発生時における操作の方法)</u> <u>第6条</u> 所長は、蜷川において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。 <u>(1) 樋門の操作は、別に定める「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」によるものとする。</u> <u>(2) 排水機場の操作は、ローラーゲートが全閉している場合に、内水氾濫を防止するよう適切にポンプの運転を開始するものとする。</u> <u>(3) (2)の状態の内水位がT. P. - 1. 30m以下となった場合にはポンプの運転を停止する。</u> <u>(4) (2)の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを開扉する。また、(3)の操作後は閉扉する。</u> <u>(ローラーゲートの操作の方法)</u> <u>第7条</u> ローラーゲートの開閉の順序は原則として、閉門の場合は両端のものから順次行い、開門の場合は中央部のものから順次行うものとする。</p> <p><u>(平常時の操作)</u> <u>第8条</u> 第4条、第5条及び第6条に規定する以外の場合は、所長は排水機場を運転せず、かつ樋門のローラーゲートを全開し排水機場樋管ゲートのゲートは閉扉しておくものとする。 <u>(操作の方法の特例)</u> <u>第9条</u> 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、第4条、第5条及び第6条に規定する方法以外の方法により排水機場等を操作することができるものとする。 <u>2 所長は、樋門の下流側の蜷川の堤防の異常等により排水機場の運転を停止させる必要が発生した場合は、運転停止を行うものとする。</u></p> <p><u>第4章 雑 則</u> <u>(記録及び報告)</u> <u>第16条</u> 所長は、排水機場等の点検結果その他排水機場等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要な事項については速やかに建設部長に報告するものとする。</p>	
	<p>第九節 決壊等の通報並びに決壊後の処理</p>	<p>第九節 決壊等の通報並びに決壊後の処理</p>	
<p>5 4</p>	<p>2 決壊後の処置 (法第26条) 市長、消防団長及び消防機関の長が、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 (1) 適切な水防工法の実施 (第九章第五節) (2) 避難勧告等 (第九章第六節)</p>	<p>2 決壊後の処置 (法第26条、<u>法第19条</u>) <u>(1)</u> 市長、消防団長及び消防機関の長が、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 <u>ア</u> 適切な水防工法の実施 (第九章第五節) <u>イ</u> 避難勧告等 (第九章第六節)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>

【水防管理団体版】

	(3) 関係機関への通報（第九章第八節） (4) 自衛隊の派遣要請を知事に要請	<u>ウ</u> 関係機関への通報（第九章第八節） <u>エ</u> 自衛隊の派遣要請を知事に要請 <u>(2) 水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はその損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u>	
	第十一節 費用負担と公用負担	第十一節 費用負担と公用負担	
5 5	2 公用負担 (1) 公用負担権限 水防のため必要があるときは、市長、消防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第28条第1項)	2 公用負担 (1) 公用負担権限 水防のため必要があるときは、市長、消防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。 <u>また、水防管理者等から委任を受けた者も同様とする。</u> (法第28条第1項、 <u>第2項</u>)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
5 6	3 損失補償 公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、市は時価によりその損失を補償する。(法第28条第2項)	3 損失補償 公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、市は時価によりその損失を補償する。(法第28条第 <u>3項</u>)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
	第十章 他の水防機関等との協力応援	第十章 他の水防機関等との協力応援	
	第二節 水防災協議会	第二節 水防災協議会	
5 8	(新設)	<u>第二節 水防災協議会</u> <u>愛知県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、水防災協議会を設立した。</u> <u>水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難の確な水防活動等、大規模はん濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。</u> <u>県管理河川等を対象とした水防災協議会は表1のとおりであり、表2の直轄河川の水防災協議会と連携を図るとともに、水災害に備え国や市町村などとの</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (水防法の改正 (H29.6))

【水防管理団体版】

<p>6 0</p> <p>6 1</p>	<p>第二節 応援及び応援等の相互協定</p> <p>第三節 河川管理者の協力事項 (新設)</p>	<p><u>連携を強め、水害の軽減に努めるものとしている。</u></p> <p><u>県管理河川等を対象とした水防災協議会の設立状況（法第15条の10）</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 248 1942 592"> <tr> <th><u>協議会の名称</u></th> <th><u>事務局</u></th> <th><u>構成員</u></th> </tr> <tr> <td><u>矢作川圏域水防災協議会</u></td> <td><u>県：建設部</u></td> <td><u>県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、 防災局 市町村：14市町 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(オプザバー)：豊橋河川事務所</u></td> </tr> </table> <p><u>直轄河川を対象とした水防災協議会（法第15条の9）</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 639 1525 740"> <tr> <th><u>協議会等の名称</u></th> <th><u>事務局</u></th> </tr> <tr> <td><u>矢作川水防災協議会</u></td> <td><u>豊橋河川事務所</u></td> </tr> </table> <p>第三節 応援及び応援等の相互協定</p> <p>第四節 河川管理者の協力事項</p> <p><u>第五節 河川管理者からの情報提供（ホットライン）</u></p> <p><u>洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の恐れがあるときなどに、自ら市長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。</u></p>	<u>協議会の名称</u>	<u>事務局</u>	<u>構成員</u>	<u>矢作川圏域水防災協議会</u>	<u>県：建設部</u>	<u>県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、 防災局 市町村：14市町 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(オプザバー)：豊橋河川事務所</u>	<u>協議会等の名称</u>	<u>事務局</u>	<u>矢作川水防災協議会</u>	<u>豊橋河川事務所</u>	
<u>協議会の名称</u>	<u>事務局</u>	<u>構成員</u>											
<u>矢作川圏域水防災協議会</u>	<u>県：建設部</u>	<u>県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、 防災局 市町村：14市町 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(オプザバー)：豊橋河川事務所</u>											
<u>協議会等の名称</u>	<u>事務局</u>												
<u>矢作川水防災協議会</u>	<u>豊橋河川事務所</u>												